

# 高等学校等における「通級による指導」

- 小・中学校で行われている「通級による指導」が、平成30年度から高等学校等でも実施できるようになりました。
- このリーフレットは、高等学校及び中等教育学校の後期課程における「通級による指導」の概要について理解していただくために作成しました。

## Q1 「通級による指導」とは何ですか？

- 通常の学級に籍を置きながら、障害（※1）に応じた「特別の指導」を、「特別の場」で受ける教育の形態です。

### （※1）対象となる障害

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）  
肢体不自由、病弱及び身体虚弱

「通級による指導」を「通級指導」、「特別の場」のことを「通級指導教室」と呼ぶことがあります。



## Q2 障害に応じた「特別の指導」とはどのようなものですか？

- 「通級による指導」では、「特別の指導」として、障害による学習上又は生活上の困難さの改善や軽減を目的とする、特別支援学校の「自立活動」（※2）に相当する内容を指導します。

### （※2）自立活動の指導

特別支援学校では、児童生徒の自立をめざして、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じ、自立活動の6区分の内容から、個別に指導内容を設定して指導を行っています。

〔6区分〕

1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成
4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション

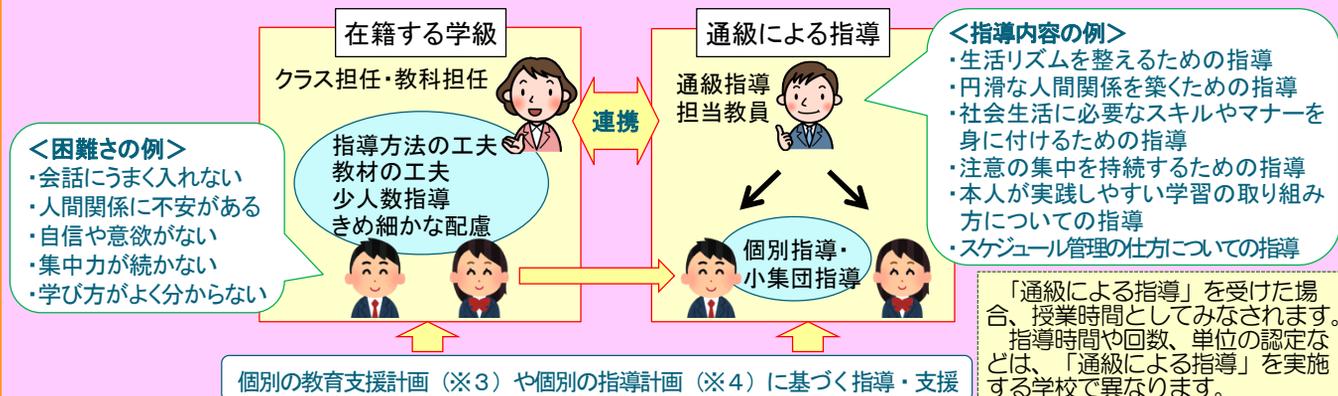
「通級による指導」は、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることになっていますが、単なる教科学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。



## 「通級による指導」のイメージ

### 「通級による指導」実施校

※授業の時間帯や放課後の時間に「通級による指導」を実施します。



（※3）**個別の教育支援計画**：保護者の同意を得て、本人の実態や関係機関等の支援の状況、長期的な視点からの支援の方針を示した計画

（※4）**個別の指導計画**：障害のある幼児児童生徒一人ひとりに作成する、各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に示した計画

### Q3 「通級による指導」の導入により期待される効果は何ですか？

#### <対象となる生徒への効果>

- 特別な教育的支援を必要とする生徒に、きめ細かな指導を行うことにより、学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるようになることが期待できます。
- 生徒本人の自信や意欲につながり、不登校等の二次的な問題を防ぐことが期待できます。

#### <教職員や保護者の方等への効果>

- 学校全体の特別支援教育がさらに進むことが期待できます。
- 教職員や保護者の方、周囲の生徒等の、障害の特性や障害のある方についての理解が進むことが期待できます。

今後、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、高等学校等においても、多様な学びの場が整備されていくことが期待されています。

こうした中、障害のある、なしにかかわらず、全ての生徒が安心して学習活動等に参加し、自分の個性や可能性を伸ばすことができるようにするために、教職員のみならず、周囲の生徒や保護者の方が、高等学校等における特別支援教育の取組や「通級による指導」の制度などについて、正しく理解していくことが必要です。



### Q4 「通級による指導」開始までの流れは？

- 「通級による指導」を実施する学校を例に、一般的な流れを紹介します。
  - ① 仮入学等における説明  
生徒や保護者に対して「通級による指導」の目的・内容等を説明
  - ② 生徒の障害の状態や困難の状況等の把握  
中学校からの引継ぎ、行動場面の観察、教育相談等を実施
  - ③ 生徒と保護者への説明と相談  
詳細な個別相談を行い、「通級による指導」についての手続等を説明
  - ④ 校内委員会等における検討  
校長のリーダーシップのもと、校内コーディネーター等が主導し検討  
必要に応じて、放課後等に自立活動の指導を試行的に実施
  - ⑤ 生徒や保護者との合意形成  
指導を受けることの意向を確認後、指導内容・方法、指導時間・回数等を決定
- 「通級による指導」については、生徒の教育的ニーズの把握や本人・保護者の方の意向の確認、自立活動の指導体制の整備、指導の形態等について、各学校で十分な協議・検討を行った上で実施を決定することになります。
- 「通級による指導」について詳しく知りたい方、「通級による指導」を希望する方は、まず、学校（担任、校内コーディネーター、教育相談担当等）に御相談ください。



#### 【問い合わせ・相談先】

- 在籍する学校
- 山口県教育委員会 〒753-8501 山口市滝町1-1  
教育庁特別支援教育推進室 TEL 083-933-4615  
教育庁高校教育課普通教育班 TEL 083-933-4627